第22回高崎市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月6日(金)午後1時27分から午後3時38分まで
- 2 開催場所 高崎市役所17階 第171会議室
- 出席委員(24人) 2番 浦恩城 由 子 1番 清 水 静 枝 3番 佐藤 勲 5番 寺 崎 正親 孝 6番 酒 井 7番 今 井 隆 8番 須 田 直 子 9番 信 澤 健 治 子 夫 10番 中 沢 幸 11番 山 田 孝 12番 井 田 裕 13番 大河原 藤雄 14番 塚 越 勤 15番 永 井 保伸 輔 17番 加 藤 精 一 16番 飯塚 大 18番 福田敬 19番 石 井 多加志 20番 清水 悟 21番 松 田 健 22番 飯 野 利 貞 23番 新 井 元 24番 堀 越 良 和 25番 吉 田 春 美
- 4 欠席委員(1人) 4番 青 木 好 記
- 5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八	木	秀	明
局長補佐	加	野	_	則
係長	羽	鳥	大	樹
主査	小	暮	純	子
主任主事	清	水	賢え	大郎
主任主事	飯	塚		淳
主任主事	谷	Щ	t t	5子

- 6 議事日程及び付議事項
 - 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
 - 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
 - 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第5号 高崎市農業委員会委員の辞任について 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受 理について 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受 理について 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決 処分について

◎開 会

午後1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長(八木 秀明) 定刻前ではございますが、第22回農業委員会総会にあたり、最初に今井会 長より、ご挨拶をお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長(今井 隆) 委員の皆さんこんにちは。先日の事前協議ですか、中1日をおいての、また今日 総会ということで、皆さんお忙しいなか、ご出席をいただきましてありがとうございます。

今、桜の花道も多くて、大勢の方が、最後の花見という感じで、城址公園に足を運んでいました。 花の下で総会ができればいいのですが、そういう訳にいきませんので、後でゆっくり見ていただきた いと思います。

話は変わりますけど、ウクライナでロシア軍が残虐なことをしているようでして、報道されてますけど、ひどいものです。よくあんなことができる、あれは、人のやることではないですよね。人間のやることじゃない。

一般の民間人も抵抗していない人も殺すという残虐な殺し方でね、そういうことをやる人は天罰でもくだらないと神も仏も無いのではと思うわけです。早く戦争が終結して平和が戻ってくることを願っております。

さて、話は本題になりますが、先日、北部の事前協議で色々意見が出まして、営農型の太陽光、この後議案の中で出てきますけど、それに対していろんな意見がありまして、時間的には5時半くらいまで、かなり時間を要しまして北部の委員の皆様には大変お疲れでございました。

中々、事務局と委員の間で判断の相違があるのかなと思って、この間の事前協議でもお話したのですが、どこの市町村でも判断で難しくみんな悩んでるらしいのですよ。はっきりどのような判断をしてよいかということで、県の会議でも県のほうへそれをはっきりさせてくれということで要望しておきました。

次回の県の会議の時に、県の判断の仕方、答えを出してくれると思いますが、今日はその中でちょっと問題のある議案がありますけど、事務局の方でこと細かく説明があると思います。そういうことでよろしくお願いいたしまして、5時半までかからないようにと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

- ○事務局長 ありがとうございました。それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長、よろ しくお願いします。
- ○会長 ただ今から、第22回農業委員会総会を開催いたします。

委員の出席状況を報告させていただきます。今日は欠席者1名おりますね。議席番号4番青木好記委員から欠席との報告がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりまして、引き続き議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。 まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してよろしいか伺います。よろし いでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、議席番号2番浦恩城由子委員及び25番吉田春美委員の両名を指名いたします。

書記は事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。発言される場合は、挙手のうえ、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いします。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は駐車場用地でございまして、平成6年10月20日許可、群馬県指令西農第2112号でございました。変更の理由につきましては、当初許可の目的に利用する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅用地でございまして、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書32ページ、議案第4号、ナンバー60が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は倉庫・管理用住宅用地でございまして、平成4年2月20日許可、群馬県指令西農第3452号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書33ページ、議案第4号、ナンバー62が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅 用地でございまして、昭和56年6月18日許可、群馬県指令西農第1942号でございました。変更の 理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきまして は、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、実家住まいをしているが自己用住宅を持 ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことでございます。なお、こちらの案件につきまし ては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書33ページ、議案第4号、ナンバー 63が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は、3件でございます。ご審議のほど、よろしく お願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。皆さまからの質疑をお受けいたします。

これといって異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、若しくは移転しようとする農地法第3条の規 定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、小作地として借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

2番 契約の内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間につきましては、令和4年4月22日から令和7年4月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、ナンバー1が関連案件でございます。

本案件は営農型太陽光の新規の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

3番 契約の内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一 世帯からの申請でございます。

4番 契約の内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間につきましては、令和4年4月22日から令和7年4月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、ナンバー2が関連案件でございます。

本案件は営農型太陽光の新規の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

5番 契約の内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請 でございます。

6番 契約の内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約の内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したい という同一世帯の申請でございます。

8番ですが、議案の説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。

申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和14年4月21日から令和9年4月21日に訂正をお願いいたします。

こちらは、先日の北部事前協議において、営農型の圃場で、適切に営農が継続されないのではないかといった話があり、そして 10 年間の許可をすることはいかがなものかとの意見が出たことから、その旨を申請人に伝えたところ、期間の変更について、ご了承いただけましたので、変更させていただくことになりました。

それでは説明に入らせていただきます。

8番 契約の内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和4年4月22日から令和9年4月21日までの5年間でございます。また、関連案件といたしましては、次のナンバー9と太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書31ページ、議案第4号、ナンバー56及びナンバー57が関連案件でございます。

9番につきましても議案の説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。

申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和14年4月21日から令和9年4月21日に訂正をお願いいたします。訂正の理由は、8番と同様でございます。

それでは説明に入らせていただきます。

9番 契約の内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和4年4月22日から令和9年4月21日までの5年間でございます。また、関連案件といたしましては、先のナンバー8と太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書31ページ、議案第4号、ナンバー56及びナンバー57が関連案件でございます。

10番 契約の内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

続きまして 11 番から 13 番につきましては、同一事業の案件であるため一括してご説明させていただきます。

11番 契約の内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和4年4月22日から令和7年4月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、続くナンバー12、ナンバー13と太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書18ページ、議案第4号、ナンバー4が関連案件でございます。

12番 契約の内容以降は先の11番と同様でございます。

13番 契約の内容以降は先の11番、12番と同様でございます。

なお、11番から13番につきましては、新規の営農型太陽光の申請でございます。事業の詳細につきましては関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

14番 契約の内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地

上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和 4 年 5 月 23 日から令和 7 年 5 月 22 日までの 3 年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の 5 条許可申請が提出されておりまして、議案書 19 ページ、議案第 4 号、ナンバー 5 が関連案件でございます。なお、事業の詳細につきましては関連案件の 5 条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は14件でございます。なお、この14件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書きに該当するため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○会長 3条の説明が終わりました。それではこれより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。
- ○事務局 会長よろしいですか。
- ○会長 はい事務局どうぞ。
- ○事務局 今井会長の冒頭の挨拶と事務局からの先ほどの議案説明で、何となく察しはついたのかなと思うのですが、改めて、3条でいうと議案8番と9番ですね。これは地上権の設定になるのですが、これに関連する案件として議案4号の56番と57番、また、議案3号の8番。

これらは申請人がすべて同一で転用の目的が営農型太陽光の案件ですが、一昨日の北部事前協議でだいぶ意見がもまれました。今回、南部の農業委員さんもおられますので協議概要について私のほうから説明していきたいと思います。

まず、下部の農地で営農する品目は梅でした。北部の事前協議のなかでは、パネルの下部において梅を栽培することは難しいのではないかという考えもあること、また、下部の農地における営農の適切な継続がされないのではないかといった不安な部分もあること、そのような意見も踏まえて、事前協議の場での総意として、今回の案件についてはもっと慎重に対応すべきとご意見をいただきました。

その中身ですが、一時転用期間を短くし、最長 10 年の半分の 5 年間で設定し、梅の成長を確認していこうというものでした。

昨日、申請者に対して、そのような意見があったことを説明いたしました。一時転用期間については、国からの取り扱い通知で10年間は設定できますが、この設定期間を短くする、今回は半分の5年間でということでお話をさせていただきました。

その結果ですが、申請者に一定の理解を示していただいたので、あらためてこの場で報告させていただきます。

○会長 ただいま、係長のほうから、その問題が関連してね4条5条でも出てくるのですけど、前もって説明してから審議をしようということで、説明をいただきました。私はね、この間ずいぶんいろいろ意見が出たんですけどね、どうも果樹を下に植えてやるというのは、なかなかこれで8割というのは無理かなと思うんですよね。今まで吉井のほうで渋柿でしたか。渋柿を植えたのはやっぱりダメだったですよね。それもあるしキウイフルーツも毎年更新になっているんですよ。やっぱり

収穫量。だからね、果樹ってね、これ8割っていうのはちょっと無理かなと思うんですよ。先ほどこの梅もどこでしたっけ。やっぱりあっち8割くらい獲れてるってのは和歌山だったっけ。

- ○事務局 先進的な事例で言うと和歌山県ですね。
- ○会長 和歌山と群馬じゃ、和歌山の暖かいところとね、こっちの群馬の中山間地で寒いところで同じ収量を採るというのはちょっと無理かななんて思うわけで。だから国のほうもね、野菜だったら8割獲れる作物もあるけれども、果樹は8割っていうのはちょっと無理じゃないかななんて思ったんで、これからちょっとそういう話を県を通じて国のほうに要望してもらおうかなと考えてるおります。

はい、皆さんのほうから質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

- ○17番加藤委員 17番加藤です。この件はA判定の耕作放棄地でやったところでしたか。期間が10年で適格法人で10年で期間が設定できちゃう。
- ○事務局 そうですね。要件が重複して、認定農業者が営農型太陽光をする場合最長 10 年間、10 年以内に設定可能です。これ以外には、荒廃農地を解消して、営農型太陽光をする場合には 10 年間以内で設定できるというルールになっております。
- ○17番加藤委員 収穫量は。
- ○事務局 収穫量については荒廃農地を使う場合には8割という要件をみなくてもいいという取り扱いになってます。
- ○17番加藤委員 基本的にはその規定のなかで当てはめてやったということ。
- ○事務局 そうですね。4条5条の話になってしまい恐縮ですが、許可要件は満たしているので不許可という判断にはならない案件ですね。かと言って、事前協議でいろいろな意見もあり、事務局としても、農業委員さん、推進委員さんの思いや意見も理解できるところなので、お互いが歩み寄るような恰好で設定期間を短くする。短くすれば当然更新の時期が短くなるので、その段階で再度設定するときに、農地の状況だったり管理の状況を見ながら対応していければなというところで、申請者にもお伝えし承知いただきました。
- ○17番加藤委員 我々からすると、太陽光を認める、それはしょうがないのだけど、ただ営農もしっかりやってくださいよという意味だと思うんだよね。
- ○事務局 そうですね。荒廃農地で8割要件というものはなくなるのですけど、大前提としてそこで 営農が行われるということはあるので、8割要件満たす必要がないから作らなくてもよい、何も採れなくてもよいという話ではなく、あくまでも営農ありきなので、下部の農地では営農されていなければなりません。
- ○17番加藤委員 この間の事前協議でもいろいろな意見が出たと思います。これがひとつのいい例と なると思いますよ。
- ○会長 他にご意見ありますか。これも含めて他の議案、3条について。

はい、無いようですね。それでは許可することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあっ

たので審議を求めます。

それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地を庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地 399 平米と一体 利用の計画でございます。

2番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明した ため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして宅地 333.17 平米と一体利用の申請 でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光設備設置用地の申請でございます。なおこちら用途指定区分がございまして第1種低層住居専用地域でございます。

4番 農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため 是正したいという農業用施設の申請でございます。

5番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を立てて営農を継続する 太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございますので転用期 間が定められております。令和4年5月23日から令和7年5月22日までの3年間でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

8番ですが、議案の説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。

申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を令和14年4月21日から令和9年4月21日に訂正をお願いいたします。

こちらは3条の時に説明させていただいたことと同じ理由での訂正となります。よろしくお願いいたします。それでは説明に入らせていただきます。

8番 土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は令和4年4月22日から令和9年4月21日までの5年間の申請でございます。

9番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正 したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地 12.34 平米と一体利用の申請でございます。 なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、9件でございます。ご審議のほど、 よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。 なければ許可相当といたしますけど、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、わかりました。続きまして議案第4号にうつります。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地を農地以外のものにするため、その農地につき 所有権を移転し、またはその他の権利を設定、若しくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定 による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なおですね、ナンバー1から5は、事前調査案件になっております。また、ナンバー1とナンバー 2は関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1及びナンバー2の説明をお願いいいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備 を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和4年4月22日から令和7年4月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である、議案書6ページ、ナンバー2が関連案件でございます。

なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いいたします。

本申請は、太陽光パネルの下部の農地で譲渡人が、サカキを栽培する計画でございます。譲渡人は、 平成30年7月に千葉県で設立された法人でございまして、千葉県東金市で太陽光パネルの下部の農 地でサカキの生産を行っております。また、令和2年に吉井町矢田で営農型太陽光発電の下部の農地 でサカキを栽培する許可を得ております。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央にございます赤枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございまして、高崎市立京ヶ島小学校から北東に約240メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目、3枚目が案内図でございます。図面中央の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は西側に河川がございますが、北側、東側にむけて農振農用地の広がりのある農地でして、申請地は農振農用地の青地でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目、5枚目が公図の写しでございます。それぞれ赤枠で囲まれている筆が今回の申請地でございまして、申請地に隣接する土地につきましては、北側が農地、南と東が水路、西側が堤にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が土地利用計画図でございます。新規の申請となりますので、申請地には本図面の通り、合計 512枚の太陽光パネルを設置いたします。その太陽光パネルを支える架台の支柱は192本で、その支柱の面積0.86平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は204.8キロワットでございます。こちらの申請地は、周囲にフェンスを設置いたします。

1 枚おめくりください。7枚目がサカキの配置図でございます。図面のとおり1枚のパネルに対し1本を植え付けます。本申請地は512枚のパネルを設置しますので、全体で512本となります。

1 枚おめくりいただきまして、8 枚目が太陽光パネルの立面図になっております。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を上にしてご覧いただければと思います。営農型太陽光のパネルになりますので、最低地上高は 1.8 メートルで、このタイプの太陽光パネルを約 3.4 メートル間隔で設置いたします。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が、営農計画書でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要ですが、パネル下部の面積は515 平米でございます。営農型発電設備を計画している農地の営農計画ですが、先にご説明しました通り下部の農地に作付する作物は「サカキ」でございます。面積は515 平米でございまして2年目以降も同様の内容でございます。1枚おめくりください。こちらは年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、8月に植え付けを行いまして、8月から10月にかけて除草を行います。翌年は3月に施肥と剪定を行いまして、5月から10月にかけて除草と施肥を行います。3年目以降の作業工程につきましても、1年目と同様に行う予定でございますが、3年目から10月及び12月に収穫し、出荷をする予定と伺っております。

次に農業機械についてですが、特に利用するものはないと伺っておりまして、本申請人の農業経験 につきましては30年、そのうち本申請地に作付予定のサカキにつきましては10年の経験がございま す。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、生産に適した日照量の確保でございますが、サカキは半陰性植物であり耐陰性に強く、申請地の遮光率は25パーセントであることから、生育には支障がなく太陽光パネルの下部には適していると思われます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ最低地上高1.8メートル、最高地上高2.09メートル、支柱と支柱の間隔は3.2メートルから3.6メートルとなっておりまして、作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。下部の農地の単収につきましては、東京都青梅市での栽培実績を基に、地域の平均的な単収が9.1キログラムに対し、単収見込みは9キログラムと見込みを算出しており、単収の増減見込みが98パーセントとのことでございますので、許可要件である8割をみたしているものと考えられます。

1 枚おめくりください。本申請は営農計画書が筆ごとに提出されておりますが、同一の内容でございますのでこちらは参考までにご覧いただければと思います。

こちら最後のページでございますが、こちらは当法人が千葉県東金市より許可を得ております営農型太陽光発電設備の営農状況の写真となっております。なお、こちらは植え付け後、2年程度経過したものと伺っております。

こちらは参考までにご覧いただければと思います。

続きまして、2番につきましても1番と申請地は離れておりますが、同一の申請人からの申請で ございますので、引き続き説明をさせていただきます。

2番 契約の内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備

を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和4年4月22日から令和7年4月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である、議案書7ページ、ナンバー4が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いいたします。

2番につきましては、先の1番の譲受人と同一の法人が令和3年11月に賃貸借にて3条許可を得ており、太陽光パネルの下部の農地の耕作を行う計画でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央にございます赤枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございまして、図面には記載がございませんが、高崎市立多胡小学校から東に約850メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。申請地周辺は雑種地、農地が混在している地域でありますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。赤枠で囲まれている図面中央の田1筆が今回の申請地でございまして、申請地に隣接する土地につきましては、北と南が田、東と西が水路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりましてホッチキス留めされている箇所を上にしてご覧いただければと思います。こちらは新規の申請となりますので、申請地には本図面の通り、合計 256 枚の太陽光パネルを設置いたします。その太陽光パネルを支える架台の支柱は 106 本で、その支柱の面積 0.48 平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は 102.4 キロワットでございます。

1枚おめくりください。図面の向きが変わりましてホッチキス留めされている箇所を左に見てご覧いただければと思います。こちらの図面がサカキの配置図でございます。図面のとおり1枚のパネルに対し1本を植え付けます。本申請地は256枚のパネルを設置いたしますので、全体で256本となります。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。図面の向きが変わりましてホッチキス留めされている箇所を上にしてご覧いただければと思います。こちらも営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は1.8メートルで、このタイプの太陽光パネルを3.4メートル間隔で設置いたします。

続きまして営農計画でございますが、営農計画書のほうの訂正をお願いいたします。営農計画書の冒頭、1、営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要欄でございますが、こちらの表のまずは、営農型発電設備の下部の農地面積の欄の総面積1,186 平米と記載があるところを515 平米に訂正をお願いいたします。次に一つ右側に移りまして田の欄、今空欄になっているところに515 平米と追記をお願いいたします。次に一列右に移りまして畑の欄の515 平米の削除をお願いいたします。一段

下に下がりまして、上記の農地と一体として営農を行う農地面積の欄でございますが、こちらも総面積の欄今現在1,186 平米と記載があるところを671 平米に訂正をお願いいたします。次に一列右に移りまして、田の欄、空欄の欄に671 平米と追記をお願いいたします。一列右に移りまして、畑の欄、現在671 平米と記載のあるものの削除をお願いいたします。最後に一番下の合計の欄、田の欄空欄のところに1,186 平米と追記をお願いいたします。その右側の畑の欄1,186 平米の削除をお願いいたします。大変お手数をおかけし、申し訳ございませんでした。

それでは、説明に戻らせていただきます。こちら営農計画でございますが、1番の申請と同様サカキを栽培する計画でございます。営農計画書以降の説明は同様の内容となりますので省略をさせていただきます。以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○今井会長 事務局よりナンバー1とナンバー2の説明がございました。それでは引き続きまして調査報告に入るわけですけど今回第1班の調査報告になっております。そういうことで調査班長の加藤精一委員から報告をお願いいたします。
- ○17番加藤委員 事前調査報告、第1班班長、加藤精一。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、 2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお当日は譲受法人の代表取締役で営農者一名の出席でした。

質問1 営農型太陽光の下部の農地でサカキを栽培するということですが、サカキを選定した理由は何ですか。

回答 サカキは比較的日光が当たらないところのほうがきれいに発色するので、下部の農地で栽培する作物として適していると考えサカキを選定しました。

質問2 サカキはどのくらいの需要があるのですか。

回答 現在は約8割が中国からの輸入に頼っている現状ですので、国産のものは人気があり需要 があると考えています。また、出荷は少し先になりますが販路も確保しています。

質問3 別の圃場で栽培しているサカキの写真を見ると除草シートを敷いているようですが生育 に影響はないのですか。

回答 サカキの周りは除草シートに穴を空けているので水は浸透します。また、サカキ自体がそれほど水を必要とする植物ではないので、除草シートを敷いていても問題はありません。

質問4 除草シートを敷いていない部分も雑草対策や病害虫の対策は何か考えていますか。

回答 除草は竹などをチップにしたものを撒き、対策しようとして考えております。すでに他の 圃場で実践し、一定の効果を得ています。また、病害虫に関しては農薬に詳しい知人がいるのでそ の人から指導を受けて対策していきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等を お受けいたします。

今回サカキということでね、これはナンバー1、2だけどナンバー4もサカキ、ヒサカキって言っていたのですど、その地方によって呼び方が違うようなことを言っていましたね。

- ○21番松田委員 今、花が咲いてるのがヒサカキです。
- ○会長 今、花が咲いてるの。
- ○21番松田委員 あれがヒサカキ。マサカキはまだ花が咲いてない。
- ○会長 もの自体が違うのですね。この間、地方によって呼び方が違うのですよ、なんて話をしましたが。
- ○21 番松田委員 需要が関東のほうがヒサカキ、今花が咲いてる。関西のほうへいくとマサカキ、需要がね。
- ○会長 この質問が出た時、サカキってそんなに需要があるものなのかなって。皆さんサカキといえばね、神棚に一日、まあ十五日にあげる人もいるでしょうが、それ以外に需要があるのかなと思っていろいろ聞いたのですけど、8割が輸入ものということで。

この案件について、皆さんからご質問等ございますでしょうか。

なければ許可相当とすることといたしますけど、よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 はい、わかりました。続いて、事務局ナンバー3の説明お願いします。
- ○事務局

3番 契約の内容は売買でございます。運送業を営んでいるが手狭なため利便性が高い申請地を買い受けて大規模流通業務施設を建築したいという大規模流通業務施設の申請でございまして、雑種地128 平米と一体利用の計画でございます。

譲受法人は、運送業を主とする市内の法人でございまして、現在の施設が手狭なことから、利便性 の高い申請地を取得し、将来的には現在の申請地へ完全に移転する計画でございます。

それでは別添 農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙をご覧ください。位置図でございます。中央の赤く着色された場所が申請地でございまして、高崎市立京ヶ島小学校より南西へ約800メートルの場所に位置しております。

1 枚おめくりください。案内図でございます。図面を見開いてご覧ください。図面右側の赤色で着色された場所が申請地でございまして、申請地周辺は、宅地と雑種地、農地が混在する地域でございまして、生産性の低い第2種農地に該当すると考えております。

なお、申請地は農振農用地の青地の農地でございまして、令和4年1月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面を見開いてご覧ください。図面左側が北となります。赤色の線で囲まれた田9筆、畑6筆、計7,342.28 平米が今回の申請地でございます。申請地周辺は、北側は公衆用道路、東側と西側は用悪水路、南側が雑種地及び畑となります。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。

申請地には、倉庫、事務所、車庫をそれぞれ1棟ずつ建築する計画でございます。建物以外の部分は、全面アスファルト舗装となります。

図面のグレーで着色された部分が駐車場でございまして、合計で58台分の駐車スペースを確保し、

出入口は東側3個所の計画となっております。雨水につきましては、浸透桝にて自然浸透、雑排水につきましては、浄化槽を経由し、申請地東側の側溝へ放流する計画でございます。

なお、図面中央の給油所部分には、油水分離槽を設け、油が水路に流れるのを防ぐ計画です。また、 東側に1箇所、西側に2箇所、合計3箇所の緑地帯を設け、申請地周囲には高さ1.6メートルのフェ ンスを設置する計画です。

1 枚おめくりください。造成平面図でございます。申請地には最大で約1.2メートルの盛土を行い、 西側から東側に水が流れるよう勾配をつける計画です。

また、次の6枚目、7枚目が断面図となりますので、こちらは参考にご覧ください。

1 枚おめくりいただいて、次の8 枚目が建物平面図でございます。こちらは、倉庫の図面となりまして、鉄骨造平屋建ての倉庫を1 棟建築する計画でございます。なお、建築面積は1,846 平米となります。次の9 枚目、10 枚目は倉庫の立面図となっておりますので、こちらは参考までにご覧ください。

1 枚おめくりいただいて、次の 11 枚目が事務所の建物平面図でございます。こちらは鉄骨造2階建てとなりまして、建築面積 205 平米の建物を1 棟建築いたします。なお、次の 12 枚目は、事務所の立面図となっておりますので、こちらも参考にご覧ください。

1枚おめくりください。車庫の平面図でございます。こちらは鉄骨造平屋建てで、建築面積858平米となります。なお、最後のページは、車庫の立面図となっておりますので、こちらも参考にご覧ください。今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、5月より工事着手し、10月の工事完了を目標としております。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、令和4年3月14日に締結済みでございます。 簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- ○会長 はい、ナンバー3の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いします。
- ○17番加藤委員 事前調査報告、第1班班長、加藤精一。農地法第5条許可申請、審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と施工業者、代理人の計3名の出席でした。

質問1 申請地全体に盛土をするということですが、どのくらいの高さの盛土を行いますか。

回答 道路の高さに合わせて最大で1.2メートルの盛土を行います。工事が始まれば、車両の出入りや騒音なども発生しますが、搬入日程や時間を制限し、安全性や生活環境を配慮した計画を立てています。なお、工事前には、周辺住民に対して説明を行う予定です。

質問2 申請地西側には農地が広がっています。排水や照明等、周辺農地に影響を及ぼさないような対策は考えていますか。

回答 雑排水は、東側の道路側溝に排水します。また、油水分離槽を設置し、油が水路に流れないよう対策します。照明については、現状、設置する計画はありませんが、計画を変更した場合には、 西側の農地に直接照明が当たらないよう調整します。

質問3 トラックはどのくらいの台数を所有していますか。また、トラックは24時間出入りする

のですか。

回答 43 台のトラックを保有しており、車両は、概ね午前4時から午後7時までに出入りしています。暗がりの中、車両が動くこともありますが、事故など起こさないよう日頃から注意喚起をしています。なお、日曜日は、定休日となっています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

ここは高崎インターのすぐ近くで、運送業とか倉庫がずいぶんできているところです。地続きの周辺についても、将来的には転用申請がされると思いますが、隣地に田があるので影響等いろいろ質問させていただきました。

どうでしょうか。皆さんからの意見、質問等なければ、面積が全部で7反、7,342 平米ということは3,000 平米を超えておりますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけど、許可相当としてよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは許可相当といたします。続いて、ナンバー4ですね、事務局説明をお願いします。

○事務局

4番でございますが、ご説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。申請地の3筆目の支柱の面積を0.44平米から10.13平米に訂正をお願いいたします。また、合計の面積を1.42平米から11.11平米にご訂正をお願いいたします。訂正の理由につきましては、申請地内に設置するキュービクルと電気を引き込むための支柱の面積が計上されていなかったためでございます。お手数をおかけして申し訳ございません。それでは議案書の説明に入らせていただきます。

4番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したい、という支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和4年4月22日から令和7年4月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました、議案書9ページから10ページ、議案第2号、ナンバー11からナンバー13の3条の地上権設定が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いします。それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー4審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。ホッチキス留めされている箇所を右上にして、横向きにご覧ください。図面中央の赤枠で囲われている箇所が申請地でございまして、市立榛名中学校から南西に約900メートルの場所に位置しております。

1枚おめくり下さい。2枚目が案内図でございます。図面中央の赤丸で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺は農地と宅地等が混在する地域でございまして、申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくり下さい。3枚目と4枚目が公図の写しでございます。図面中央の4筆が申請地でございまして、隣接する土地につきましては、西側が畑でございまして、東、南、北側が公衆用道路にそれぞれ接しております。

なお、申請地の中ほどに位置している1筆につきましては墓地でございます。こちらは現況も墓地として利用されていますが、墓地の地権者には事前に説明を行い、事業を行うことに関して承諾を得ていると伺っております。

3枚目と4枚目をおめくりいただきまして、5枚目と6枚目が土地利用計画図でございます。架 台支柱312本、パネルの枚数660枚、こちらを7列に配置する計画でございます。

5枚目と6枚目をおめくりいただきまして、7枚目がパネルの立面図でございます。 最低地上高は2.25メートル、最高地上高約3.82メートル、支柱と支柱の間隔は2.5メートルとなっております。

1 枚おめくり下さい。8 枚目以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積 1,791.12 平米でヒサカキを栽培する計画でございます。また、申請地内の営農型発電設備の下部の 農地以外の部分においてはシキミを栽培する計画と伺っております。

1枚おめくりください。3年間の一時転用許可中は一貫してヒサカキを栽培する計画でございます。次に、営農に必要な農作業の期間でございますが、6月から8月まで設備工事、10月から苗木の植付けを行う計画でございまして、十分な収穫が見込めるのは4年目以降とのことでございます。それ以降につきましては同じ計画と伺っております。

1枚おめくりください。利用する農業機械につきましては、所有している草刈り機、噴霧器、耕 転機を使用すると伺っております。農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴はそれ ぞれ50年、40年、20年でございまして、作付するヒサカキの経験は0年となっておりますが、伊 勢崎市内のヒサカキの栽培経験がある農業法人に指導を受けながら営農を進めていくと伺っており ます。

1 枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、サカキは半陰性植物であることから生育には支障がなく、また、太陽光が強く当たると葉が変色し品質が落ちてしまうことからも太陽光パネル下での栽培は適しているとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高 2.25 メートル、最高地上高 3.82 メートル、間隔 2.5 メートルでございまして、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

続きまして下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収が10アール当たりで3680本に対し、単収見込みも3680本となり、許可要件である8割を越える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠は農林水産省の統計資料でございます。なお、申請地のうちの1筆につきましては農地パトロールでA判定と判断された荒廃農地となります。営農型太陽光の圃場では周囲の農地と比較して8割以上の単収を確保することが必要ですが、荒廃農地を再生利用する場合はこちらの8割要件の適用はありません。したがって荒廃した申請地につきましては8割の収量が確保できなくても、継続的に営農を行っていれば今後も更新することが可能となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 事務局の説明が終わりました。つづいて、調査班長から報告をお願いします。
- ○17番加藤委員 事前調査報告、第1班班長、加藤精一。農地法第5条許可申請、審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は耕作者を指導、支援する農業法人の担当者1名の出席でした。

質問1 耕作は、地権者がするのですか。また、地権者は高齢な方が多いようですが営農を継続できるのですか。

回答 基本的には、地権者が耕作していきます。法人として、サカキとシキミの栽培経験があり、 農業指導を行いながら、人手不足の際には、社員を派遣し一緒に耕作していくような形を考えていま す。地権者が継続して営農を行えるように当社がバックアップを行っていきます。

質問2 法人のサカキとシキミの栽培経験は何年ぐらいですか。

回答 伊勢崎市の圃場で2年半ほどの栽培経験があります。まだ、出荷の実績はありませんが、順調に生育しておりますので、近いうちに出荷できると考えています。

質問3 出荷先は確保しているのですか。また、サカキやシキミは需要があるものなのですか。

回答 業者からサカキの苗木を購入していますが、そちらの業者が出荷も行っているため、全量買い取ってもらうことで話がついています。

また、サカキは中国からの輸入ものが8割を占めていますが、国産の品質の良いものは、値段が 高くなりますが需要はあると聞いています。

以上のような質疑応答がありました。

- ○会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。これもね、 さっき話したけれども、サカキとシキミってよく言うよ。
- ○18 番飯塚委員 事務局に質問なのですけど、Aの荒廃農地っていうのは、次の更新の時にAっていうのは変わらないのですか。変わる可能性ってあるのですか。
- ○事務局 農業委員会事務局のほうで、A判定を、一度された農地について、伐採、伐根してきれいに するので、事務的な手続き上は荒廃していない農地として残りますね。
- ○18番飯塚委員 ということはAじゃなくなるってこと。
- ○事務局 荒廃を解消した通常農地って言うんですかね。そういう扱いになります。
- ○18 番飯塚委員 そういった場合、次の更新の時には、8割っていうのは。
- ○事務局 太陽光パネルを設置する段階で荒廃農地、A判定、B判定とされている土地であれば継続的 に8割要件を適用されない農地となります。
- ○18番飯塚委員 永久に8割を確保しなくてもいいような営農で続くわけですね。
- ○事務局 その通りです。
- ○18番飯塚委員 はい、わかりました。

- ○会長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではナンバー4を許可相当としてよろ しいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 続いて、事務局ナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和4年5月23日から令和7年5月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました、議案書11ページ、ナンバー14の3条の地上権の設定が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー5審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面上部に記されている箇所が今回の申請地でございまして、高崎市立久留馬小学校から北に約2キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を右にしてご覧いただきたいと思います。図面上の赤で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は宅地、雑種地、農振農用地が混在する区域でございまして、申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1 枚おめくりいただきまして、3 枚目が公図の写しでございます。図面を開いてご覧ください。図面中央の7 筆が今回の申請地でございます。

なお、申請地の真ん中を通ります細長い5筆につきましては、暗渠、水路が通っているため、転用の際、支柱を設置しないよう言われているとのことで、議案書では転用面積 0.00 平米とはなっておりますが、パネル下の農地の管理をする際に、こちらの5筆についても管理しているとのことで申請地に含まれております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおり太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積 1.48 平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は 391.2 キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2メートルで、このタイプの太陽光パネルが約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が、営農計画書でございます。資料の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左にしてご覧ください。営農型発電設備の下部の農地における作付予定作物につきましては、水ふきを100平米、みょうがを4,890平米で栽培する計画でございます。

次のページをご覧いただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。そちらに記載のありますとおり、水ふきは5月、6月に収穫、みょうがは8月から9月にかけて収穫を行い、どちらも11月に追肥を行う計画です。除草については適宜行うとのことです。また3年目の12月には株わけを行う計画となっております。

利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては 50 年、その うち本申請地に作付予定の、水ふき、みょうがにつきましては 3 年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、水ふき、みょうがは共に陰性植物であり、パネル下での半日陰の状態が生育に適していることから、パネル下での栽培でも支障はないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が2メートル、最高地上高が2.5メートル間隔も2メートルであることから使用予定の農業機械も入ることが出来、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

続きまして、下部の作物の平均的な単収に関しまして訂正をお願いします。単収見込みの数値ですが、水ふきを 192 キログラム、みょうがを 432 キログラムに訂正をお願いします。また単収の増減見込みですが、水ふき、みょうが共に 80 パーセントに訂正をお願いします。お手数をおかけし申し訳ございません。それでは説明を続けさせていただきます。下部の作物の平均的な単収は計画書に記載のとおりでございまして、西部農業事務所の資料を根拠に、見込みを算出しており、許可要件である 8割を目指すものです。

2枚おめくりください。最後のページがふきとみょうがの現地の写真でございます。こちらは参考までにご覧いただければと思います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- ○会長 続いて調査報告お願い致します。
- ○17番加藤委員 事前調査報告、第1班班長、加藤精一。農地法第5条許可申請、審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者2名の出席でした。

質問1 申請地は、傾斜地で水はけが良い場所であると考えられますが、乾燥に弱い水ブキやミョウガの栽培には適していないのではないですか。

回答 申請地は、群馬用水の受益地になっており、散水が十分に行える環境のため、水ブキやミョウガの生育に影響はありません。また、固定料金で水が豊富に使えるため、引き続き栽培していく計画です。

質問2 水ブキ、ミョウガ以外の作物を栽培しようとは考えなかったのですか。

回答 当初は、オカワサビの栽培を考えていましたが、群馬用水の水温がオカワサビに適していなかったため断念しました。また、ブルーベリーやタラの芽を栽培することも考えましたが、コストが掛かることや山菜は風評被害の影響もあり、販路を見いだせず断念しました。

質問3 3年間栽培をしてきて収量はとれていますか。

回答 人手不足や天候の影響で、目標の収量は取れておりませんが、ある程度の量は確保できています。昨年度、株分けを行いましたがそちらの場所の収量が落ちてしまっているので、今年度は株分けを行わずに様子を見たいと考えています。

質問4 ミョウガの品質があまり良くないように見受けられますが、くず葉をもっと入れたほうが 良いのではないですか。

回答 ミョウガは、加工用として安価で出荷しております。品質が向上すると値段も高くなるため、出荷先と価格の折り合いがつかなくなります。出荷先の要望が質より量といったものですが、 くず葉や敷き藁なども検討していきたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ナンバー5の説明が終わりました。これより審議に入りまして、質問をお受けいたします。 このなかでね、タラの芽とか山菜ですか。出荷する場合にはセシウム検査が続いています。きちん とセシウム検査して報告書を出しています。地区によっては、まだ榛名地域の上から倉渕地域のタケ ノコも出る。南部のほうは、当初、事故が起きた時には出なかったのですがその後も、毎回毎回出し て下さいってことで。

はい、どうでしょうか。許可相当としてよろしいでしょうかね。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは許可相当といたします。

だいぶ皆さん長い時間になりましたけども、小休止して10分ちょっとお休みしましょう。

休憩

再 開

- ○会長 それでは再開いたします。
 - これからですね、一括審議にはいります。事務局、説明をお願いします。
- ○事務局 議案書は19ページでございます。19ページは6番からでございます。
 - 6番 契約内容は使用貸借、祖父の家に居住しているが手狭なため、申請地を母より借り受けて 住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
 - 7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅 を建築したいという一般住宅の申請でございます。
 - 8番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
 - 9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
 - 10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

- 11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 18番 契約内容は使用貸借、参拝者用駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露店駐車場の申請でございます。
- 19番 契約内容は使用貸借、グループホームを経営しているが施設入所者の利便性を高めるため、申請地を借り受けて使用したいという福祉施設の申請でございまして、宅地と 760.55 平米一体利用の申請でございます。
- 20番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため、申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 21番 契約内容は売買、造園業を営んでいるが資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露店資材置場の申請でございます。
- 22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 25番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 27番 契約内容は使用貸借、鉄工業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。
 - 28番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込める申請地を買い受けて建売分譲住宅

を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

29番 契約内容は賃貸借、土木建設業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

30番 契約内容は売買、産業廃棄物収集運搬業兼建設業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございまして、転用済の田991平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、経営している診療所の職員用駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第1種中高層住居専用地域でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、山林 156 平米と一体利用の計画でございます。 なお、こちら用途指定区分がございまして第1種低層住居専用地域でございます。

33 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電 設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第1種低層住居専用地 域でございます。

34番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を伯父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地 332.01 平米と一体利用の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、妻の両親と暮らすにあたり現在の住居では手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、新工場建築にあたり駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地662平米と一体利用の計画でございます。

40番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地 57.99 平米と一体利用の計画でございます。

41番 契約内容は賃貸借、近隣での自社店舗の工事に伴い工事車両及び作業員用駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年5月1日から令和5年1月31日までの9か月間の申請でございます。

42 番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが露天駐車場として使用している申請地が、農地法上

の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地 317 平米、雑種地 2,902 平米と一体利用の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地750平米と一体利用の計画でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、自宅敷地に近接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露 天駐車場の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、新店舗オープンに伴い従業員用の駐車場が不足するため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

54番 契約内容は賃貸借、集荷場用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の敷地拡張の申請でございまして、宅地 599.99 平米と一体利用の申請でございます。

55番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

56番ですが、議案の説明の前に議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を令和14年4月21日から令和9年4月21日に訂正をお願いいたします。

こちらは、先日の北部事前協議において、営農型の圃場で、適切に営農が継続されないのではないかといった話があり、そして 10 年間の許可をすることはいかがなものかとの意見が出たことから、その旨を申請人に伝えたところ、期間の変更について、ご了承いただけましたので、変更させていただくことになりました。

56番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年4月22日から令和9年4月21日までの5年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました、議案書8ページ、議案第2号、ナンバー8及び議案書9ページ、議案第2号、ナンバー9の地上権設定の3条許可申請、並びに次のナンバー57が関連案件でございます。

57番ですが、議案の説明の前に議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を令和14年4月21日から令和9年4月21日に訂正をお願いいたします。訂正の理由は、56番と同様でございます。

57番 契約内容は賃貸借、賃貸借土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年4月22日から令和9年4月21日までの5年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました、議案書8ページ、議案第2号、ナンバー8及び議案書9ページ、議案第2号、ナンバー9の地上権設定の3条許可申請、並びに次のナンバー56が関連案件でございます。

58番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年4月23日から令和7年4月22日までの3年間でございます。

59番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地 495.02 平米と一体利用の計画でございます。

60番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。また、こちらの案件につきましては、先にご審議いただきました、議案書3ページ、議案第1号、ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

61番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

62番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、先にご審議いただきました、議案書3ページ、議案第1号、ナンバー2の計画変更申請が関連案件でございます。

63 番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、先にご審議いただきました、議案書4ページ、議案第1号、ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

64番 契約内容は売買、露天資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地 2,056 平米と一体利用の申請でございます。

65番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和4年4月23日から令和7年4月22日までの3年間でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、60件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○会長 はい、6番から 65 番まで一括して説明していただきました。はい、それではこれより審議に 入ります。皆さんから、質問等ありましたらよろしくお願いいたします。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 以上で予定していた議事は終了いたしました。皆さんから何かありましたらよろしくお願いいたします。
- ○5番寺崎委員 5番寺崎です。動議を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。 先日の事前協議において事務局から報告がありましたが、青木好記委員が令和4年4月6日付で、 農業委員会委員を辞任したい旨の辞表を提出した件について、追加の議題として提出したいと思いま すのでよろしくお願いいたします。
- ○会長 ただ今、寺崎委員より、青木好記委員の辞任の追加議案の申出がありました。 予定されていた議案以外の議題の提出については、高崎市農業委員会総会会議規則第 12 条の規定 により、すべての動議は、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができないとあります。

この動議に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員ですね

高崎市農業委員会総会会議規則第12条の規定により、この動議は成立します。

それでは、議題を追加することにいたします。

議案第5号 高崎市農業委員会委員の辞任ついて

高崎市農業委員会委員の辞任申出について、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項に基づき、 同意を求める。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第5号 高崎市農業委員会委員の辞任について。

令和4年3月29日に青木好記委員から辞表の提出がありました。

その内容は、体調不良により総会等の会議に出席できないため令和4年4月6日付で高崎市農業委員会委員を辞任したいというものでございます。

委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項に、定められており委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。とあります。

今回の件を法令と照らし合わせると、体調不良により、農業委員の職務を全うすることができない という理由が正当な理由か否かというところを委員の皆様にお諮りし、決定したいと考えております。 事務局からの説明は、以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

先ほど、事務局からの説明にもありましたが、辞任の理由が体調不良ということですので、これを 正当な事由として、辞任を同意することとしてよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、異議がなかったので、青木好記委員の辞任について、同意することといたします。 これで議案のほうは終わりましたね。

それでは、報告事項をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法4条の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は工業地域、ほか7件、合計8件の4条届出につきまして、書類審査を実施し適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法5条の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか 17 件、合計 18 件の 5 条届出につきまして、書類審査を実施し適法だったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法18条の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか 15 件、合計 16 件の 18 条の通知につきまして、書類審査を実施し、適法だったため受理書を交付いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらにつきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。また、44 ページの 45 番、45 ページの 59 番、46 ページの 76 番及び 77 番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果異存なしとの回答をいただいております。 4 条が 7 件、 5 条が 71 件合計 78 件につきまして他法令の確認がとれましたので、9 和 4 年 3 月 22 日付で許可書を交付しました。報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

その他の事項について事務局から何かあるようでしたら、よろしくお願いします。

◎閉会の宣告

〇会長 以上をもちまして、第22回農業委員会総会を終了といたします。ご苦労さまでございました。 午後 3時38分 閉会